

村上市議会の概要

(令和元年5月作成)

村上市議会事務局

を簡潔に報告することも差し支えないものとする。なお、委員外議員の質疑等は報告しない。

③ 委員長報告等は、登壇して行うものとする。(先例42)

※ 登壇して行うもの

ア 委員長報告(報告後議員答弁席へ)

イ 議員提出議案の説明(議案の説明後議員答弁席へ)

ウ 討論(討論後自席へ戻る)

エ 一般質問の1回目(2回目以後は質問席で行う)

オ 請願について紹介議員の補足説明(説明後自席へ戻る)

カ 正副議長、各委員長の就任の挨拶(挨拶後議長は議長席、副議長等は自席へ)

④ 所管事務調査の報告は、委員会の決定で定例会又は全員協議会で行う。

⑤ 定例会における常任委員会の審査終了後、委員長事務整理日は土、日曜、祝祭日を除き2日間とする。ただし、会期の都合により土、日曜、祝祭日を除き1日間とした例がある。(先例44)(平成24年第1回定例会)

また、定例会における委員会に分科会を設置した場合、分科会の審査終了後、分科会長の事務整理日は土、日曜、祝祭日を除き1日間とする。(先例44-2)

⑥ 委員長報告並びに議員提出議案の質疑に対する委員長又は議員の答弁は、「議員答弁席」で行うものとする。(先例45)

(6) 開会中の所管事務調査

開会中の常任委員会所管事務調査の実施については、調査事項がある場合、委員は事前に所管常任委員長へ(定例会初日2日前正午まで)申し出し、初日委員会で実施の可否を決定する。(先例74)

委員長の裁量で、委員会で取り上げる調査事項か判断し、取り上げる場合は、定例会初日散会后等に常任委員会協議会を開き調査事項を検討し、決定する。

8 全員協議会

① 全員協議会の運営は、村上市議会全員協議会内規に基づくものとする。
【資料P1-2:村上市議会全員協議会内規、村上市議会全員協議会内規申し合わせ事項】

② 名称は、全員協議会とし、随時必要に応じ開催する。説明者には必要に応